

浄化槽管理士に対する研修を受講させる必要があります

浄化槽保守点検業の登録業者は、その業務に従事させる浄化槽管理士に対して、登録の有効期間（3年間）ごとに、知事が指定する浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせ、修了証書の写しを提出する必要があります。

1. 登録期間内に全員が受講

2. 修了証書の写しを道まで送付（メール可）

（例）登録の有効期間が
令和6年4月10日～令和9年4月9日 の場合

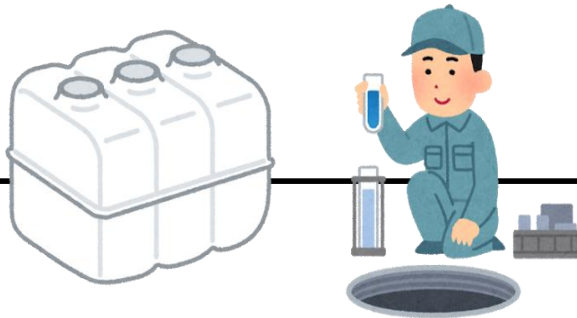
登録の有効期間

令和6年4月10日～令和9年4月9日

登録の有効期間＝研修の受講期間

研修の受講

研修を受ける期間（3年間の有効期間内）
令和6年4月10日～令和9年4月9日



- 登録している全ての浄化槽管理士の受講が必要です。
- 開催スケジュール等については、道や（公社）北海道浄化槽協会のホームページ上に掲載しますので、ご確認ください。

北海道浄化槽協会のホームページ
(<https://www.hjk.or.jp/>)



- **有効期間満了の直前では研修の開催がない場合がありますので、日程に余裕をもって受講ください。**

【お問い合わせ先】

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道 環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課 企画調整係

電話：011-231-4111（内線24-303）

E-mail：kansei.kanhai1@pref.hokkaido.lg.jp

H P：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/jokaso_kenshu.html →



北海道

